

# 備前市への移住・定住をご検討の方へ

空き家（中古住宅）の取得費用の一部を補助します



本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家活用促進補助事業を行っております。この事業は、空き家購入費の一部を補助するもので、契約後6か月以内に申請が必要です。

**建築費の10%（上限50万円）**

※空き家購入費及び空家購入に伴う土地購入費（住宅用地のみ）が補助対象です

## 1. 対象者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①申請日より6か月以内に、補助対象経費に係る売買契約を締結している人。
- ②交付決定通知を受けた日から、10年以上、該当補助対象住宅に居住する方。
- ③空家の所有者又は売買を行うことができる権利を有する者が3親等以内の親族でない者

## 2. 補助要件（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①市税の滞納がないこと。
- ②法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 3. 補助対象新築住宅（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①自らが居住する一戸建ての空き家であること。
- ②併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住のために使用できること。
- ③玄関、台所、便所、浴室及び居室があること。

※詳しくは、下記までご連絡ください。

### 【お申込み・お問い合わせ】

備前市役所 産業部  
都市住宅課 移住定住推進係  
〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地  
TEL:0869-64-2225 FAX:0869-64-1850

※詳細は備前市HPをご覧ください。

### 空き家片づけ支援補助

空き家バンクに登録された物件を購入される場合は「備前市空き家片づけ支援補助」を利用することができます！

家財道具等の処分に係る経費が10万円以上の場合で、入居前又は入居後6か月以内実施の方が対象です。

補助金額は補助対象経費の3分の2以内で、20万円が上限となります。

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う備前市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する備前市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、

【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書もこちらから取得できます。



# 備前市への移住・定住をご検討の方へ

50歳未満  
の方

新築住宅の建築費用の一部を補助します！



本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、若年者新築住宅補助事業を行っております。この事業は、本市に定住する目的で新築住宅の建築を行う方へ補助金を交付するものです。

**建築費の10%（上限100万円）**

## 1. 対象者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①自身の居住用として新築住宅の建築工事請負契約又は売買契約を締結する50歳未満の方。
- ②交付決定通知を受けた日から、10年以上当該新築住宅に居住する方。

## 2. 補助要件（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①市税の滞納がないこと。
- ②法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 3. 補助対象新築住宅（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①自らが居住する一戸建て新築住宅であること（店舗、事務所等を併用するものも含む）。
- ②併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住のために使用できること。
- ③玄関、台所、便所、浴室及び居室があること。

※詳しくは、下記までご連絡ください。

### 【お申込み・お問い合わせ】

備前市役所 産業部  
都市住宅課 移住定住推進係  
〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地  
TEL:0869-64-2225 FAX:0869-64-1850

※詳細は備前市HPをご覧ください。



本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う備前市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する備前市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、

【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書もこちらから取得できます。



【フラット35】  
の借入金利から

**年▲0.25%**

令和3年度

# 新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ その他、お住いの市が定める要件を満たす世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

# 本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

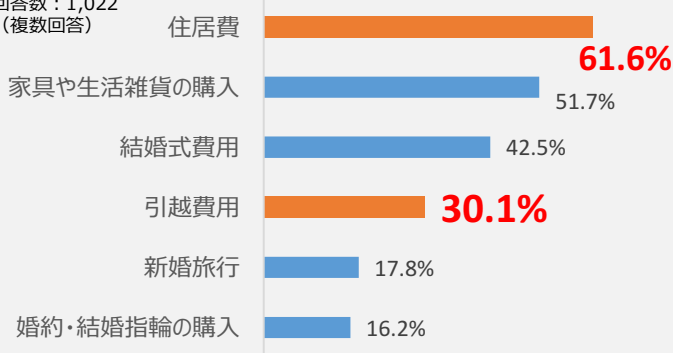
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



## 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

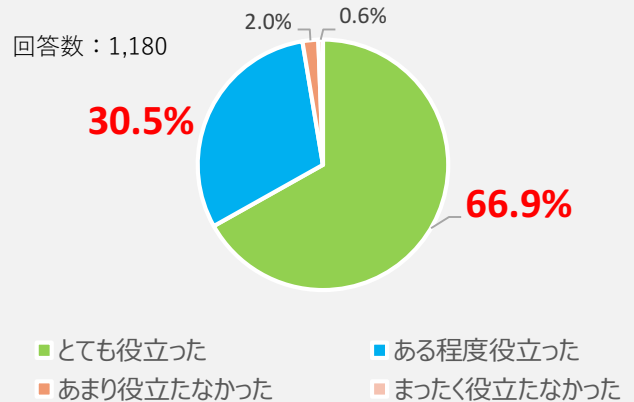
### ① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022  
(複数回答)



### ② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



### 【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。  
・引越して掛かったお金を出産費用に充てることができました。

## 申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、備前市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

お問い合わせ先

備前市東片上126 備前市都市住宅課 ☎0869-64-2225